



資料提供
平成 27 年 6 月 16 日
課名 働く女性応援課
担当 増広, 佐々木
内線 3174
電話 082-513-3174

全都道府県 初!

やむを得ず認可外保育になっても安心
いつでも安心保育支援金スタート!
～認可外保育施設利用料との差額を助成します～

認可保育所等が入所待ちとなったことにより、認可外保育施設等を利用し、経済的な負担が生じた場合に、その負担増分（認可保育所等と認可外保育施設等との利用料の差額）を助成する事業をスタートします。

年度途中で増加する認可保育所等の入所待ちをサポートし、就業等に積極的になれる保育環境づくりを進め、広島県の保育に対する安心感・満足度の向上を目指します。

事業概要

(対象者) 認可保育所等が入所待ちとなったために、やむを得ず認可外保育施設等を利用する者
(助成額) 希望した認可保育所等に入所した場合の保育料と認可外保育施設等の利用料との差額
(対象期間) 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日



子どもを預けたいのに、認可保育所も認定子ども園も満員で入れない……

そんな時!!

やむを得ず認可外保育施設等を利用した場合に、認可保育所等の利用料の差額を助成します!

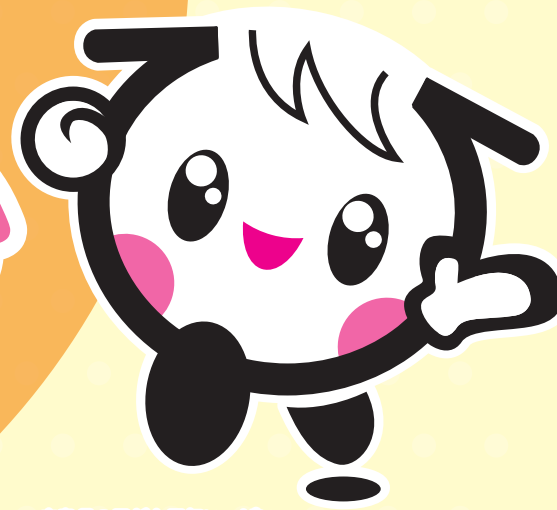


【参考】保育サービスの充実にむけて

New今年度新たに県庁に事業所内保育施設を開設することにより県内企業での開設を促進

- 市町と連携した認可保育所等の整備による受入枠の確保
- 保育士人材バンクによる保育士等の人材確保
- 保育所等の空き情報などの相談に応じる保育コンシェルジュの配置事業

などに総合的に取組むことにより、多様化する保育ニーズに応え、いつでも安心して子供を預けることができる保育環境づくりを進めて参ります。



広島県の子ども元気いっぱいキャラクター「イクちゃん」

ご存知ですか？ いつでも安心 保育支援金



子どもを預けたいのに、認可保育所も
認定子ども園も**満員**で**入れない**…。

そんな時は!!

やむを得ず認可外保育施設等を利用する方のために、
認可保育所等の**利用料**の**差額**を助成します!



対象(次の1~3の全てに当てはまる方)

- 1 2号認定または3号認定を受けた乳幼児の保護者である。
- 2 当該乳幼児が認可保育所等^{※1}を入所待ちとなり、認可外保育施設等^{※2}の利用を開始した。
- 3 平成28年4月1日までに入所待ちとなった認可保育所等^{※3}のいずれかに入所した。

【※1】認可保育所等とは、認可保育所、認定子ども園および地域型保育事業のことをいいます。【※2】認可外保育施設等とは、認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設に限る。)または、ファミリー・サポート・センターのことをいいます。
【※3】入所待ちとなっている認可保育所等への入所が可能となったものの辞退した場合は対象外です。

助成額

利用した認可外保育施設等の利用料と、入所が決定した時点の認可保育所の保育料との差額。ただし、認可外保育施設等を利用中に満3歳となった場合には、3歳未満の期間については別途計算します。

対象期間

認可外保育施設等の利用開始から、認可保育所等への入所までの期間です。(ただし、1月未満は切り捨て)

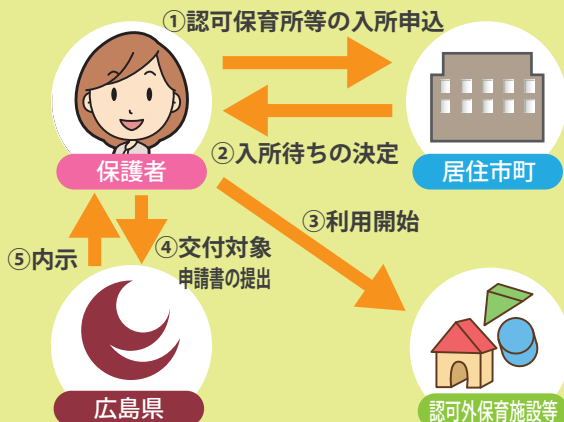
支給時期

入所待ちとなった認可保育所等へ入所された後に支給します。

手続きについてはウラ面をご覧ください。

「いつでも安心保育支援金」支給までの流れ

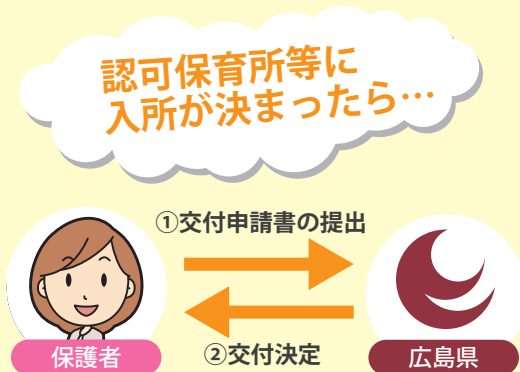
① 申請



次のとおり書類を提出してください

- いつでも安心保育支援金交付対象申請書(別紙様式1)
 - 保育必要認定を証する書類の写し
 - 保育所入所待ち調書(別紙様式2) または同内容が分かる通知書等の写し
 - 認可外保育施設等の利用開始が分かる書類の写し
- 認可外利用開始日から30日以内に提出してください。

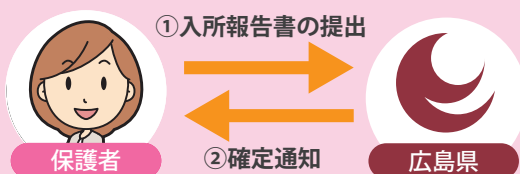
② 交付手続き



次のとおり書類を提出してください

- いつでも安心保育支援金交付対象申請書(別紙様式5)
 - 認可外利用開始から現在までの利用状況や利用料等が分かる書類の写し
- H28.3.1までに認可へ入所した場合 ■ 入所した日から20日以内に提出
 - H28.3.2以降に認可へ入所が決定した場合 ■ H28.3.25までに提出

③ 支給手続き



支 給

次のとおり書類を提出してください

- 認可保育所等入所報告書(別紙様式8)
 - 認可保育所等入所決定通知書の写し(保育料が確認できるもの)
 - 認可外の全ての期間の利用状況が分かる書類等
 - 通帳の写し
- 認可保育所等に入所した日から25日以内に提出してください。

良くあるご質問

Q 支給額の制限はありますか？

A 認可外保育施設の利用料を月45,000円以下とし、それを超える施設を利用する場合は、45,000円を上限とし、それと認可保育所の保育料との差額を支給します。

【例】32,000円/月の保育料の乳幼児が50,000円の認可外保育施設を6月利用した場合の支給額：78,000円
 $(45,000円 - 32,000円) \times 6月 = 78,000円$

Q 認可外保育施設の利用料が保育料より安価である場合の支給額はいくらですか？

A 支給額はゼロとなります。

Q 2人目、3人目の減免を受けている場合の取り扱いはどうなりますか？

A 保育料との差額を支給する制度であり、同時入所の3人目で保育料がゼロである場合で認可外保育施設を利用する場合は、その利用料額(45,000円)を上限に支払います。

Q 利用料(保育料)に日割りが発生する場合は、日割り計算を行いますか？

A 月中途の利用開始または終了については支給対象としないため、日割り計算は発生しません。

詳しくは [いつでも安心保育支援金](#)

検索